

教育総合センター太陽光設備設置の経緯について

これまでの経緯と今後の流れ

年度	月	内容
令和 4 年度	8 月	リスク分散の観点から P P A※による事業方式で設置の方向性を庁内合意 ※ P P A とは P P A (Power Purchase Agreement : 電力販売契約) モデルとは、P P A 事業者と契約することで、太陽光発電設備設置を初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもしてもらえる仕組み。さらに、10 年から 20 年程度の契約期間が終わった後は、設備を譲り受けられる。その代わりに、契約終了までの間、利用者は P P A 事業者を利用した分の電気代を支払う方式。
令和 5 年度	5～10 月	教育総合センター屋上防水改修工事を執行・完了
令和 6 年度	～8 月	環境部において P P A 方式で設置を検討していたが、資材や人件費の高騰から業者の採算が合わず、手上げが見込めないため、庁内で検討を行った結果、自己所有型の事業方式を選定
	9～11 月	自己所有型の事業方式での検討
	12 月	12 月補正予算を上程 (電気設備の設計業務委託) (繰越明許)
	1～2 月	入札・契約
令和 7 年度	3～8 月	電気設備の設計業務委託を執行 (6 カ月)
	9 月	9 月補正予算を上程 (太陽光発電設備工事請負)
	10～11 月	入札・契約
	12～3 月	太陽光発電設備工事を執行 (4 カ月)
令和 8 年度	4 月	太陽光発電設備供用開始